選挙・市議会

選挙

選挙

問 選挙管理委員会事務局　TEL 62-3913

選挙権

日本国民で満18歳になった方（一定の刑罰に処せられた方は除く）には、誰でも選挙権が与えられます。

衆議院議員選挙、参議院議員選挙の国政選挙では、国内どこに居住していても選挙権がありますが、市長・市議会議員選挙では3か月以上、市内に住所があることが必要です。また、県知事、県議会議員選挙では県内で移転しても選挙権があります。ただし、選挙権があっても選挙人名簿に登録されていないと選挙のとき投票できません。

被選挙権

日本国民で次の年齢、住所要件を満たしている方ならどなたでも候補者になれます。（一定の刑罰に処せられた方は除く）

・参議院議員、県知事＝満30歳以上
・衆議院議員、市町村長＝満25歳以上
・都道府県および市町村の議会議員＝満25歳以上で、その選挙権を持つ方

選挙人名簿への登録

●定時登録

毎年3月、6月、9月および12月の1日現在で、選挙人名簿に登録される資格のある方を登録します。

●選挙時登録

選挙が行われるときに、その登録基準日で資格のある方を登録します。

期日前投票

対象

投票当日、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等により投票に行けない方

期間

選挙の告示（公示）の翌日から投票日の前日まで（土日祝日を含む）

場所

市役所（8:30～20:00）
長浦交流センター（8:30～17:00）
平川交流センター（8:30～17:00）

この他に不在者投票（この期間、出張等により不在のため投票できない方が居住地で投票できる制度です。）、郵便投票（重度の障害のある方で一定の要件に当てはまる方が、自宅で投票できる制度です。）、在外選挙（国外に居住する日本国民の方が投票できる制度です。）があります。

いずれも該当するときは、選挙管理委員会事務局にご相談ください。

議会

議会

問 議会事務局　TEL 62-3450

議会は市民の皆さんから直接選挙で選ばれた議員で構成され、市の重要な意思を決定する議決機関です。市民生活の重要な議題、たとえば条例の制定・改廃、予算の議決、決算の認定、請願や陳情の処理などの審議を行っています。議会は年4回（3月、6月、9月、12月）開かれる「定例会」と必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

議員名簿

定数22名、任期 令和6年11月3日～令和10年11月2日

委員会

議会で取り扱う問題を効率的・専門的に審議するために議員によって構成される機関で、常任委員会、特別委員会および議会運営委員会があります。

常任委員会は、それぞれの所管に属する市の事務の調査や、議案・請願・陳情などを審査します。

特別委員会は、特定の事件を審査・調査する場合に、本会議の議決によって設置され、調査が終わるまで存続します。

議会運営委員会は、議会の円滑な運営を図るための協議・調整を行います。

・常任委員会　総務企画、文教福祉、建設経済
・特別委員会　議会広報、環境・災害対策、予算審査、決算審査

議場の様子

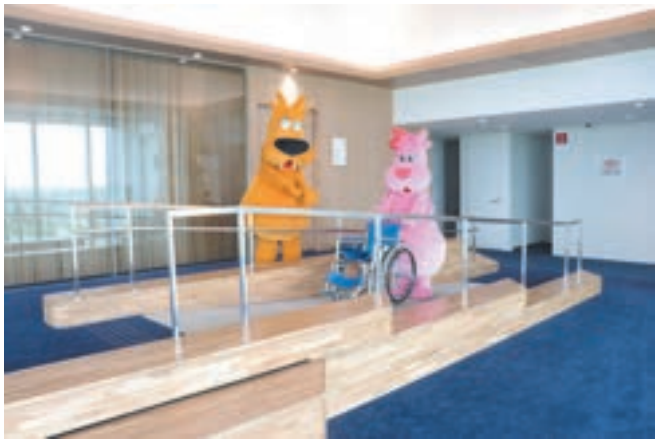

傍聴席入口

請願と陳情

市民はどなたでも市政などについての要望や意見を伝えるために「請願」または「陳情」を文書で市議会に提出することができます。

「請願」には1名以上の紹介議員が必要です。議員の紹介が無い場合は「陳情」となります。

議会へ「請願」または「陳情」される方は、議会事務局までお問合せください。

議会の傍聴

傍聴を希望される方は、議場の受付で住所・氏名を記入して備え付けの投函箱へ投函してから傍聴席へお入りください。

委員会の傍聴は委員長の許可が必要です。

映像配信・会議録

本会議の映像をインターネットライブ中継及び録画により、配信しています。パソコン、スマートフォン、タブレット端末などから視聴することができます。

また、本会議や委員会の発言を記録した会議録もご覧いただけます。

議会だより

議会定例会を中心に、議会の様子や委員会などの活動状況をお知らせするため、各定例会後、年4回発行し、新聞折込等でご家庭にお届けしています。市ホームページでもご覧いただけます。

親子傍聴席

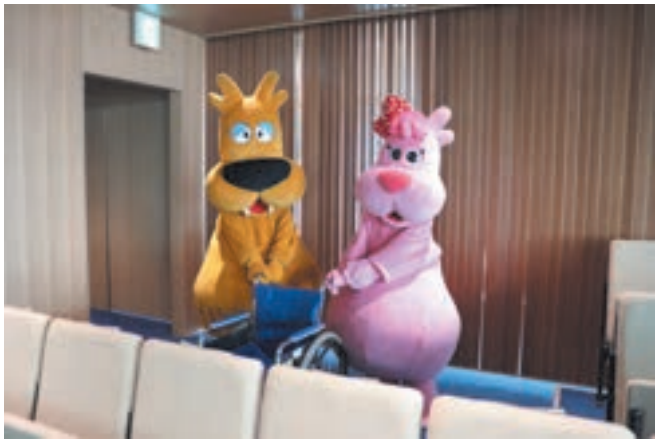

車いす傍聴スペース